

○「農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和 45 年 1 月 12 日付け 44 農地 B 第 3712 号農林水産事務次官依命通知）」の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>1～5 （略）</p> <p>6 農業委員会はあっせん基準を作成するため必要があるときは、都道府県に対し必要な協力を求めることができるものとする。</p> <p>7 都道府県知事は、農業委員会があっせん基準を作成する場合には、その求めに応じて必要な協力援助をするほか、あっせん基準が次に掲げる要件をみたすものとなるよう指導助言に努めるものとする。</p> <p>(1) 農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでに掲げる要件をそなえている者に限られる旨が定められているほか、農業振興地域整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態に対応して必要と認められる要件が定められているものであること。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>(2) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんについては、<u>認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項の規定により認定を受けた者をいう。）又は認定就農者（同法第 14 条の 4 第 1 項の規定により認定を受けた者をいう。）を優先してあっせんすること。</u></p>	<p>1～5 （略）</p> <p>6 農業委員会はあっせん基準を作成するため必要があるときは、都道府県に対し必要な協力を求めることができるものとする。</p> <p>7 都道府県知事は、農業委員会があっせん基準を作成する場合には、その求めに応じて必要な協力援助をするほか、あっせん基準が次に掲げる要件をみたすものとなるよう指導助言に努めるものとする。</p> <p>(1) 農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者、<u>当該農用地等の所在地を事業実施地域に含む農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構及び農業者年金基金（農振法第 3 条第 4 号の農業用施設の用に供される土地（整備してこれらの施設の用に供される土地とすることが適当な土地を含む。）であって、農業者の共同利用に供されるものについては、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人を含む。）とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでに掲げる要件をそなえている者に限られる旨が定められているほか、農業振興地域整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態に対応して必要と認められる要件が定められているものであること。</u></p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>(2) 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位は、<u>農業を営む者を第 1 順位とすること。</u>  <u>この場合、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項の規定により認定を受けた者をいう。）又は認定就農者（同法第 14 条の 4 第 1 項の規定により認定を受けた者をいう。）を優先してあっせんすること。</u>  <u>また、農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合又は農業を営む者にあっせんするよりも農地中間管理機構にあっせんする方が農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合には農地中間管理機構にあっせんすること。ただし、農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合であって、あっせんに係る農用地等が、離農希望者の申出によるものであり、かつ、農業者年金基金にあっせんすることが適当であると認められる場合には、農業者年金基金にあっせんすること。</u></p>

(3)～(4) (略)

(5) 基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画（以下単に「地域計画」という。）の区域内においては、(2)から(4)までの規定にかかわらず、次のアからウまでに掲げる基準を勘案してあつせんにより権利を取得させるべき者を定める旨が定められているものであること。

ア 地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第 19 条第 3 項に規定する農業を担う者（以下「農業を担う者」という。）が位置付けられている場合には、その者にあつせんすること。

イ 市町村が地域計画を変更することが見込まれる場合であつて、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあつせんすること。

ウ 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあつせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者へあつせんすること。

8 農業委員会は、あつせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者（あつせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る。）を登録したあつせん譲受け等候補者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。  
なお、農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなす。

9 農業委員会は、次のアからウまでに掲げる場合に、10 から 15 までに定めるところによりあつせんを行うものとする。  
なお、地域計画の区域内において、農用地等の所有者から当該農用地等の利用権の設定等（基盤強化法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する利用権の設定等をいう。以下同じ。）についてのあつせんの申出があつた場合及び名簿に登録されている者から農用地等の利用権の設定等についてのあつせんの申出があつた場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（機構法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業）及び基盤強化法第 7 条各号に掲げる事業の活用を促すこととし、申出者の同意が得られない場合において農業委員会によるあつせんを行うこととする。

ア～ウ (略)

10～19 (略)

(3)～(4) (略)

(新設)

8 農業委員会は、あつせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者（あつせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る。）を登録したあつせん譲受け等候補者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

9 農業委員会は、次のアからウまでに掲げる場合に、10 から 15 までに定めるところによりあつせんを行うものとする。  
なお、農用地等の所有者から農用地等の貸付けについてのあつせんの申出があつた場合及び名簿に登録されている者から農用地等の借受けについてのあつせんの申出があつた場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（機構法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業）の活用について申出者の同意を得た上で農地中間管理機構と農地中間管理事業による農用地等の借受け又は貸付けの調整を行うこととし、申出者の同意が得られない場合において農業委員会によるあつせんを行うこととする。

ア～ウ (略)

10～19 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の規定に基づいて実施された事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。